マイクロバスの使用について

須崎市社会福祉協議会所有の公用車（以下「公用車」という）の運行について、下記の事項を遵守しながら、各団体等の目的にそった活発な活動にご利用ください。

**１．貸出車両**

（１）マイクロバス　☆日野リエッセⅡ　２９人乗り（運転手も含む）

**２．貸出の対象**

マイクロバスの貸出は須崎市社会福祉協議会団体会員様であり、市内で活動する公共的団体等が団体の活動目的のために使用するときに限るものとしています。

ただし、営利・娯楽等の目的に使用することはできません。

　☆公共的団体等

　・福祉活動の推進を目的とする団体、施設等

　・生涯学習の推進を目的とする団体等

　・ボランティア活動の推進を目的とする団体等

　・行政や学校活動に所属する団体、関係機関等

　・その他会長が特に必要と認めた団体等

**３．乗車定員について**

貸出車両の該当乗車定員の半数以上（※最低でも運転手含め計１５名）が乗車する場合のみ貸出します。

**４．利用回数について**

バスの利用回数は、１団体につき月２回までとします。

**５．運転手について**

運転手については、申込団体が確保してください。

バスの鍵の受け渡しについても運転手側と事前に打ち合わせてください。

※社協は関与致しません。

**６．貸出申込について**

・原則として貸出は申込順といたします。

・社協備付の「須崎市社会福祉協議会公用車貸出許可申請書（様式第１号）」に必要事項を記入の上、提出してください。（※申請書は社協ホームページからもダウンロードできます。）

なお、決定通知後に車両の不具合やその他の事情により貸出を取り消す場合もありますのでご了承ください。

・申込はご利用日の３ヶ月前より受付できます。申込期限はご利用日の３日前までとなりますので、それまでに貸出許可申請書を提出してください。

**７．保険について**

申請時までに行事保険等の加入をお願いします。加入されてない団体には公用車の貸出をお断りさせていただきます。

**8．返却について**

・使用後は燃料を満タンの状態で返却してください。

・車両内の清掃、ゴミ捨てなどは申込団体が責任をもって行ってください。